

ご来院の皆さまへ

## 当院における投薬について

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・28 日以上 of 長期の処方を行うこと
- ・リフィル処方せんを発行すること

のいずれの対応も可能ですが、療担規則に従い、医師の診察に基づく処方となります。



療養担当規則第二十条「投薬」

投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければならない。

院長